平成２２年（フ）第２４９号
愛知県犬山市大字橋爪字万願寺51番地40
債務者　兼尾　浩起
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５０号
愛知県犬山市大字橋爪字万願寺51番地40
債務者　兼尾　直美
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４４７号
愛知県一宮市開明字杁先44番地　ビッグウィン杁先301号
債務者　大宮　育雄
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４４９号
愛知県一宮市木曽川町黒田二ノ通り18番地１　サンクレッテ303号
債務者　阪口　美雪
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５０号
愛知県一宮市高田字郷廻り５番地
債務者　福永　育史
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４５１号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷一７番地23
債務者　田中　佐弥
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３４６号
香川県東かがわ市西村1222番地１
債務者　片岡由美子（旧姓須川）
1　決定年月日時　平成22年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７２号
鹿児島県指宿市開聞川尻5686番地
債務者　迫　　博幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第４４１号
沖縄県那覇市字国場1069番地１　サントピア古蔵309
債務者　東江　秀乃
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２３８号
北海道苫小牧市字錦岡331番地の33
債務者　菅野さち子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２３９号
愛知県刈谷市板倉町２丁目10番地15　有限会社フォーユーネットワークス内、住民票上の住所北海道苫小牧市澄川町４丁目10番９号
債務者　菅野　浩幸
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２５０号
北海道苫小牧市矢代町２丁目７番５号
債務者　藤原　綱樹
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２５１号
北海道苫小牧市矢代町２丁目７番５号
債務者　藤原　育子（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０７６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台３丁目３番地の31
債務者　西根きく枝
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１３号
仙台市青葉区桜ケ丘６丁目27番13号
債務者　渡邉　強志
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８４号
宮城県黒川郡大和町吉岡字蔵下34番地の11　町営蔵下住宅２号棟405
債務者　三塚恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５００号
宮城県亘理郡亘理町字下茨田200番地　町営住宅２－３－６
債務者　齋藤　和美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５１４号
仙台市若林区保春院前丁５番地の24　保春寮101
債務者　福躍　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係